

丸善 CHI ホールディングス株式会社「社外取締役の独立性に関する基準」(2021/4/23)

《基本方針》

当社は、コーポレート・ガバナンスにおける外部からの客観的・中立的な経営監視機能を重要と考えており、社外取締役から独立役員を選定し経営監視機能の透明性を確保するように、その人選にあたっては特に留意する。この目的を実行するため、会社法及び株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」、その他の金融商品取引所及び議決権行使助言機関等の独立性基準を参考として、「社外取締役の独立性に関する基準」を制定し、厳格な運用を行う。

1. 基本方針に基づき、当社の取締役会が、当社における社外取締役が独立性を有すると認定するには、当該社外取締役が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営から独立した中立の存在でなければならないものとする（以下、独立性を有すると認定する社外取締役を「独立役員」という。）
 - (1) 当社及び当社の関係会社¹（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者²及びその就任の前十年間に当社グループにおいて業務執行者に該当したことがある者
 - (2) その就任の前十年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行者に該当したことがある者を除く。）にあつては、当該非業務執行取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当社グループの業務執行者に該当したことがある者
 - (3) 当社の親会社等³の業務執行者、非業務執行取締役及び監査役
 - (4) 当社の兄弟会社⁴の業務執行者
 - (5) 当社の大株主⁵（当該大株主が法人等の団体である場合には、その業務執行者）
 - (6) 当社グループの主要な取引先⁶又は借入先⁷（当該取引先又は借入先が法人等の団体である場合には、その業務執行者）ならびに当社グループを主要な取引先とする者⁸（当該取引先が法人等の団体である場合には、その業務執行者）
 - (7) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している法人等の業務執行者
 - (8) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士及びその業務執行者

¹ 関係会社とは、当社の関係会社管理規程第2条に定める会社をいう。

² 現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準ずる者及び使用人をいう。

³ 親会社等とは、親会社及び当社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるものをいう。

⁴ 兄弟会社とは、親会社等の子会社等（子会社及び会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいい、当社及びその子会社を除く。）をいう。

⁵ 大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権を5%以上保有する株主をいう。

⁶ 主要な取引先とは、当社グループの商品等の販売先又は仕入先であつて、直近の年間取引金額が当社の連結売上の2%を超えるものをいう。なお、当社グループの仕入先である出版社及び書籍取次は取引金額にかかわらず主要な取引先とみなす。

⁷ 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であつて、その借入残高が、当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

⁸ 当社グループを主要な取引先とする者とは、当該取引先と当社グループの直近の年間取引金額が当該取引先の売上の2%を超えるものをいう。

- (9) 当社グループから多額⁹の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士、社会保険労務士等の専門家（当該専門家が法人等の団体である場合には、当該団体に所属する者及びその業務執行者）
 - (10) 当社グループから多額¹⁰の寄付又は助成を受けている者（当該者が法人等の団体である場合には、その業務執行者¹¹）
 - (11) 社外役員の相互就任関係¹²となる他の会社の業務執行者
 - (12) 最近¹³において上記(3)から(11)までのいずれかに該当していた者
 - (13) その就任の前十年内のいずれかの時において上記(3)から(4)までのいずれかに該当していた者
 - (14) 近親者¹⁴が上記(1)から(12)までのいずれか（但し、重要な者¹⁵に限る。）に該当する者
 - (15) 前各号の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者
2. 前項に定める要件のほか、独立役員は、独立した社外取締役としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。
 3. 独立役員は、本基準に定める独立性を退任時まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。
 4. この「社外取締役の独立性に関する基準」は、当社の2021年1月期事業年度にかかる定時株主総会の日の翌日から適用する。

制定日：平成28年9月12日

改訂日：令和3年4月23日

以上

⁹ 多額とは、当社グループから収受している報酬等（但し、当社グループの役員としての報酬等を除く。）が、年間1千万円を超えるときをいう。

¹⁰ 多額とは、当社グループから収受している寄付又は助成が、年間1千万円を超えるときをいう。

¹¹ 但し、理事等の役員又は当該寄付若しくは助成にかかわる研究、教育その他の活動に直接関与する者に限る。

¹² 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。

¹³ 実質的に現在該当している者と同視できるような場合をいう。

¹⁴ 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

¹⁵ 重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。